

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与事業所
「公徳会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル」
運営規程

第1条 (目的)

社会医療法人公徳会が開設する指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具事業所（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与等」という。）を提供することを目的とする。

第2条 (運営方針)

1. 事業所の福祉用具専門相談員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行うこととする。
2. 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護状態にある利用者に対しては、指定福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
3. 事業所の福祉用具専門相談員は、要支援状態にある利用者に対しては、指定介護予防福祉用具を貸与することにより利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
4. 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。
5. 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。(令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置)

第3条 (事業所の名称など)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 名称 | 公徳会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル |
| 2. 所在地 | 山形県南陽市柵塚948番地の1 |
| 3. 指定事業所番号 | 0671900561 |

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者1名（常勤兼務1名 福祉用具専門相談員と兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 福祉用具専門相談員 3名以上（常勤1名は管理者と兼務）

利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）（特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成する）の作成・変更等を行う。

第5条 （営業日及び営業時間）

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、祝日及び法人が定める休暇日、夏季休暇日、年末年始休暇日を除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

第6条 （福祉用具貸与等の内容及び利用料等）

- 1 福祉用具貸与等の内容は次のとおりとし、利用料は、カタログ及び料金表の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - (1) 福祉用具の貸与
 - (2) 福祉用具の選定、取り付け、調整、修理
 - (3) 福祉用具の搬入及び回収
 - (4) 福祉用具のモニタリング及びメンテナンス（年2回）
 - (5) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制
- 2 福祉用具の搬入先が置賜全域（米沢市、南陽市、長井市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町及び上山市）外の場合は、搬入に要した交通費を受け取るものとする。
- 3 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合、当該措置に要する費用はその実費を受け取るものとする。
- 4 第2項及び第3項に要した費用の支払いを受け取る場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 5 月途中のサービス提供の場合は次の通りとする。
 - (1) 月途中にレンタル商品を納品した場合
 - ① 納品日が暦日で15日以前であった場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - ② 納品日が暦日の16日以降であった場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の半額とする。
 - ③ 納品日に関わらず、介護保険の適用がない場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - (2) 月途中にレンタル商品を解約した場合
 - ① 解約日が暦日で15日以前であった場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の半額とする。
 - ② 解約日が暦日で16日以降であった場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - ③ 納品日に関わらず、介護保険の適用がない場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - (3) 同月中にレンタル商品を納品・解約した場合
 - ① レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。
 - ② 介護保険の適用がない場合、レンタル商品の利用料1ヶ月分の満額とする。

(4) 同月中にレンタル商品を交換した場合

- ① 変更・交換の回数に関わらず、交換したそれぞれのレンタル商品の利用料1ヶ月分の半額を全て足した金額とする。
- ② 介護保険の適用がない場合、レンタル商品の交換はできません。

第7条 (福祉用具貸与等の提供方法)

- 1 福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。
 - 2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 3 福祉用具の納品に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行う。
 - 4 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について
利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。
- 選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。
- ① 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
 - ② 利用者の選択に 当たって必要な情報の提供
 - ③ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえ提案
- 5 福祉用具専門相談員による貸与後のモニタリングやメンテナンス等のあり方について
貸与開始後少なくとも6カ月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととし、その後も必要に応じて行う。

第8条 1 (取り扱う種目)

厚生労働大臣が定める次の種目とする。

- ① 車イス及び車イス付属品
- ② 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ③ 床ずれ防止用具
- ④ 移動用リフト
- ⑤ 歩行補助杖
- ⑥ スロープ
- ⑦ 歩行器
- ⑧ 手すり
- ⑨ 体位変換機
- ⑩ 認知症老人徘徊感知器
- ⑪ 自動排泄処理装置

2 (貸与・販売の選択制に取り扱う種目)

- ① 固定用スロープ
- ② 歩行器 (歩行車を除く)
- ③ 単点杖 (松葉杖を除く)
- ④ 多点杖

第9条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、置賜全域及び上山市とする。

第10条 (事故発生時等緊急の対応)

利用者に対する福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、県及び区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第11条 (緊急時の対応方法)

容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、関係医療機関、身元を保証できる者、居宅介護支援事業者等へ連絡を行うものとする。

第12条 (ハラスメント対策)

別に定める法人規定・就業規則 (第54条・55条) に基づき、介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止するための方針を明確化等、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ必要な措置を講じるものとする。

第13条 (感染症対策)

1. 感染症対策委員会による委員会会議は、月1回程度定期的で開催し (緊急時は随時)、感染症・食中毒等の予防に努め、指導指示及び注意事項等は職員に周知徹底を図ると共に、利用者等にも同様の周知を図り、発生した場合、疑われる際の対応を速やかに感染症対策マニュアルを遵守し対応する。また、職員に対して研修を定期的実施する。
2. 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次項に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用し行う事ができるものとする) を概ね年2回以上開催すると共に、その結果について職員への周知を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
 - (3) 職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の研修並びに感染症の予防及びまん延防止の為の訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

第14条（虐待防止に関する事項） 令和9年4月1日までの経過措置

利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為の措置を講ずる。

- （1）虐待防止の為の指針の整備
- （2）虐待を防止する為の定期的な研修の実施

第15条（身体拘束に関する事項）

身体拘束等の適正化の推進

- （1）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。
- （2）身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条（業務継続計画の策定等）

1. 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 職員に対し業務継続計画について周知するものとする。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条（情報開示）

利用者が介護保険サービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じる。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じる。

第18条（その他運営に関する重要事項）

1. 事業者は福祉用具専門相談員等の資質の向上を図るために、福祉用具に関する適切な研修の機会を設ける。
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業者は利用者に対する福祉用具貸与等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
5. この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は社会医療法人公徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和 2年 8月 1日から施行する。

令和 3年 4月 1日 改訂

令和 3年10月 1日 改訂

令和 6年 4月 1日 改定

令和 7年 4月 1日 改定